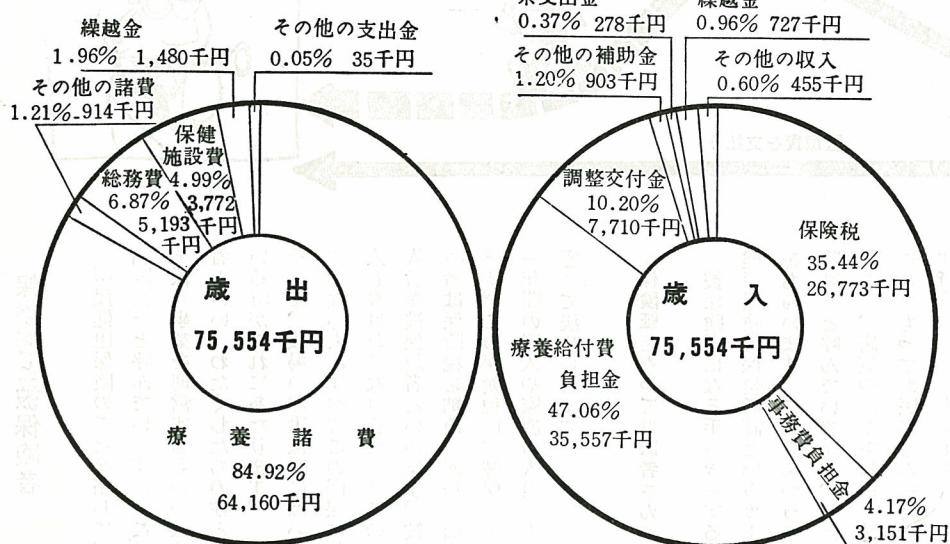


昭和46年度

国民健康保険 事業特集

広報 しんち 号外

健康を高め医療費を安く



これにみると歳入面において、百三十二万一千円となっています。
療養給付費負担金とは医療費に対する国庫補助、調整交付金とは保険税に対する国庫補助です。歳出面においては、療養諸費とは保険証を使用してお医者さんにかかった場合の決算状況を現わしたものであります。

また、その他の諸費とは助産費、育児費、葬祭費のことであり総務費とは、職員の手当費と事務費、保健施設費とは保健婦の手当費、事務費と疾病予防費のことです。

また、老人、乳児とも昭和四十五年四月から十割給付をしておりましたが、昭和四十八年一月一日から老人医療として七十歳まで給付割合が引きあげられます。助産費は四十六年四月一日から一件につき一万円および育児手当金二千円を支給しております。

その他葬祭費は一件につき一千円を支給しております。

保険税金額の算出は

あなたの前年度の所得（譲渡所得を含む）と固定資産税および家族の人員などを基礎にして算出されます。

ただし、保険税の年額の最高は八万円までです。

保険税はどこへ？

お医者さんにかかったとき、みなさんは、老人と乳児以外のかたは医療費の一部（三割）だけを直接お医者さんの窓口に支払ってきますが残りの医療費もみなさんの

納めている保険税と国の補助金によってまかなわれているのです。

つぎのグラフは昭和四十六年度の国民健康保険の決算状況を現わしたものであります。

これによると歳入面において、百三十二万一千円となっています。
療養給付費負担金とは医療費に対する国庫補助、調整交付金とは保険税に対する国庫補助です。歳出面においては、療養諸費とは保険証を使用してお医者さんにかかった場合の七割補助と被保険者が全額現金払した場合の還付金のことです。また、その他の諸費とは助産費、育児費、葬祭費のことであり総務費とは、職員の手当費と事務費、保健施設費とは保健婦の手当費、事務費と疾病予防費のことです。

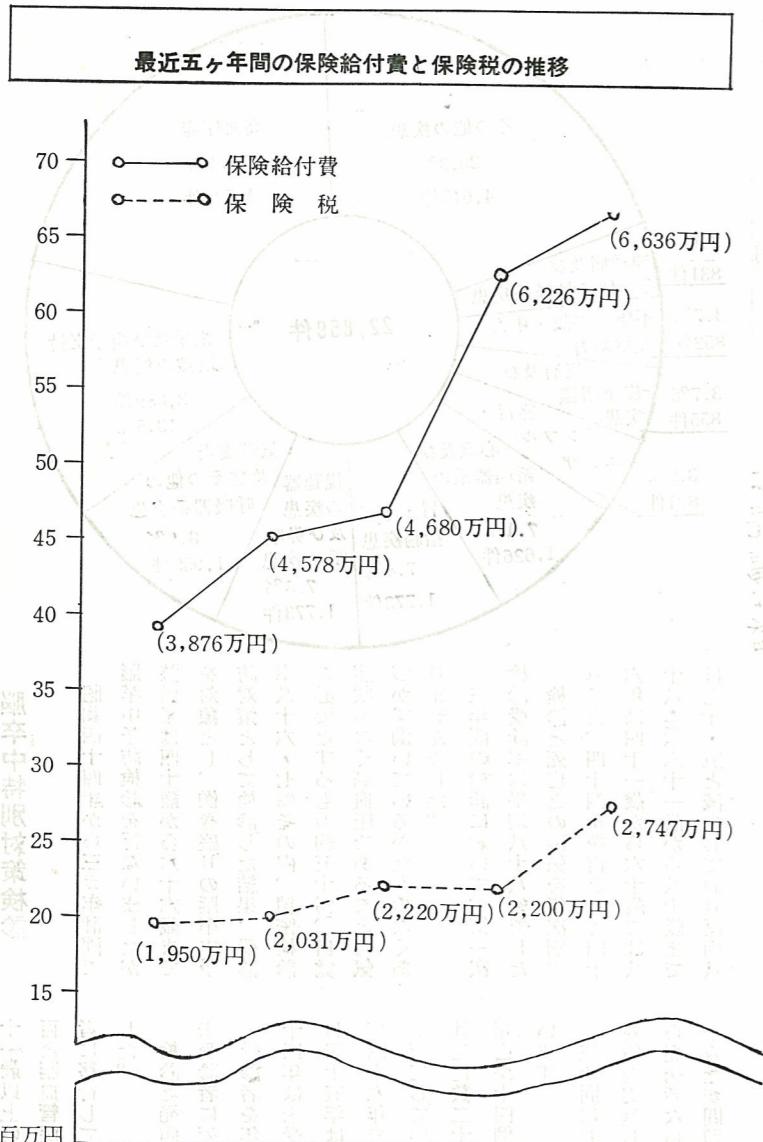
もし国保がなかつたら

ところで、もし国民健康保険がなかつたら、わたくしたちの生活はどうなっているでしょう。

みんなそろって、元気なときはだれかが寝ついた場合大きな額にのぼる医療費の負担に耐え切ることができるでしょうか。まだ健

保険がなかつたころ一家に長わすらしい人がでるとそれは悲惨なものでした。ことにその頃は死病といわれた結核が猛威をふるっていた時代です。医療費のため何もかも売り払って、どうにもしようのない貧乏のどん底に落ちこむというような家庭がいっぱいあったのです。国民健康保険はもともとこの制度で、お互いが平素から掛け合おうといふ精神から始

ました。なかつたままでは、なかなか助け合おうといふ精神から始まつた相互扶助の組織です。なかには「高い保険税を払うだけ丸損だ」などと思う人がいるかも知れませんが、しかしいざというときにはほんとうにわたしたちを守ってくれるのが国民健康保険なのです



国保が守るみんなの笑顔

保険税はのばし
それに、
町の税金の中で保険税は、高い
と思われていますが、これはおたか
がいに大へんこまつたことです。
「どうすれば税金が高くならない
ですむか」それは病気をすくなく
することが第一です。健康であれ
ば医療費はすくなく済み医者に
支払うお金が少なくなれば保険税
も安くなることは間違いないこと
です。

質を男に置いてしまつ
町の国民健康保険税は四十六年
度は一世帯当り一万九千四百二十

ら医者や病院に支払いをした一世帯あたりの金額は四万六千二百三十五円でしたが、四十七年度は五万四千二百一円となる見込みであり本年度はやむをえず保険税の引き上げを行なわなければならぬ状態になつています。

払う金額が少なくなれば残金が生じますので、その金は四十八年度へ繰越しとなり、四十八年度には税金を上げなくともすむことになるわけです。くわしいことは別表でもおわかりいただけると思います。

このようなことからみなさんの家庭に納税通知書がゆきましたら滞納することなく御協力をお願ひする次第です。

金言

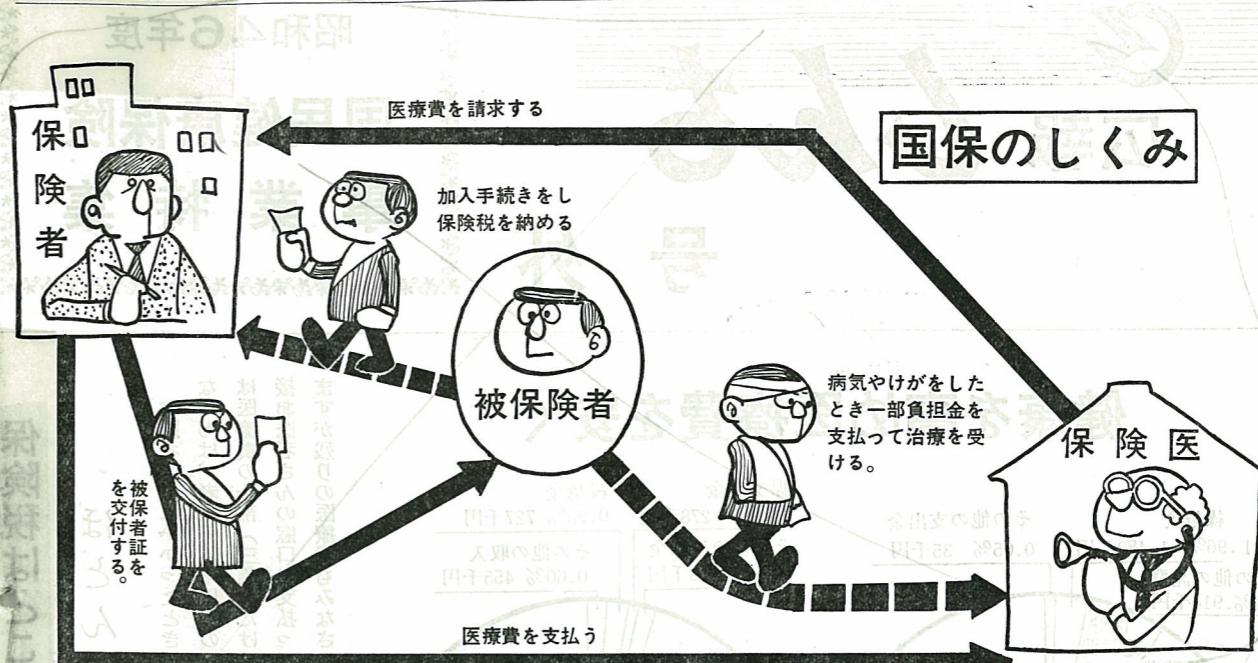
保険証について

保険証は一世帯に一枚しか交付されません。しかし、出かせぎとか長期間の出張、あるいは、修学のために家を離れて暮らすときには一枚の保険証では不便な場合にはその被保険者のために別に保険証

保険への加入などの変動があったときには、すぐに届出をして訂正を受けなければなりません。そのような手続きを放っておくと、思わぬ損害をこうむることになります。

また、破れたりあるいは紛失したりしたときにはすぐに届けて再交付してもらいましょう。その場合、破損したものや、あとで見つけたりした保険証は返さなければなりません。

それは無効の保険証を回収したり
被保険者の資格を正しく確認した
りするための措置です。いま使つ
ている保険証は昭和四十八年三月
三十一日まで有効です。



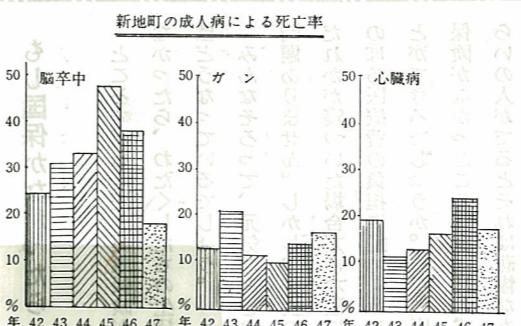
保険者と被保険者

「国民健康保険」のことを略して、「国保」と呼んでいますが、この国保の事業を運営するものを保険者といい、わたくしたちの住んでる町がこれにあたります。そして、職場の健康保険にはいい知らない人はすべてこの国保に加入しなければなりません。その加入者は被保険者といいます。被保険者は保険税を納める義務を負います。この保険税は、被保険者の一年間の収入や家族の人員などに応じて決められます。

お医者さんには、医療費の一部を負担しなければなりません。保険証をもつていいかえると、保険証をもつて部分を負担するだけで診療や治療を受けることができるというわけです。

国保のしくみは、おおさっぱにいうと以上のようにになります。

しかし、家族の一人ひとりが被保険者だといっても、それぞれが単独で加入の手続きをとるというものではありません。



町の保険税他市町村とのくらべ

保険税は各市町村の財政状況やみなさんが医者にかかる割合によって、異なりますが参考までに相馬地方各市町村一戸当たり課税額をお知らせします。

	昭和46年度		昭和47年度	
	1世帯当り 保険税	1人当り 保険税	1世帯当り 保険税	1人当り 保険税
原町市	23,997 円	6,653 円	26,738 円	7,442 円
相馬市	22,367	5,505	27,305	6,772
鹿島町	27,471	6,468	33,385	8,119
小高町	23,451	6,014	26,462	6,766
新地町	19,427	4,532	23,252	5,476
飯館村	19,650	3,934	29,038	5,795

国民健康保険税賦課の割合はつぎのようになっていま
す。

区分	課税割合
所得割で	40%
資産割で	10%
被保険者均等割で	35%
世常別平等割で	15%
計	100%

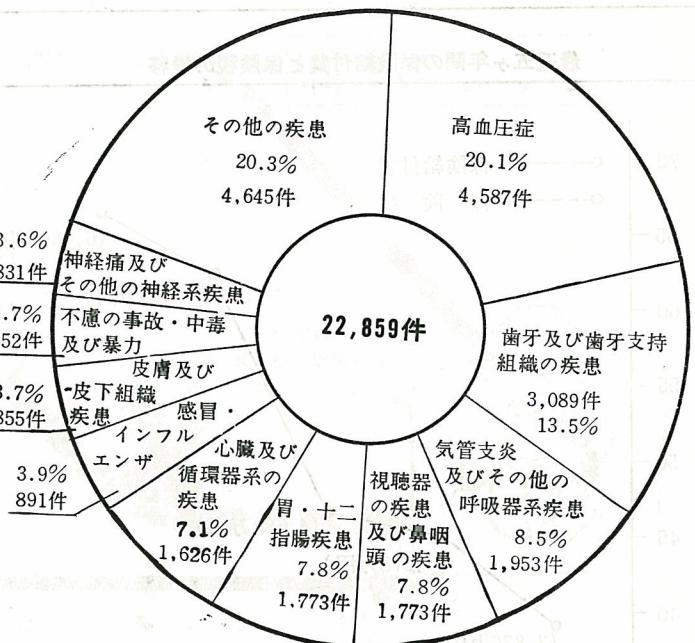
受 診 成 績

年別	対象者	受診数	受 診 率		
			平均	男	女
昭和 44 年	2,239人	1,984人	88.6	80.0	95.2
45	2,311	2,048	88.6	95.5	87.6
46	2,447	2,1228	86.7	82.0	91.3

検診と死亡との関係

年別	全死亡	脳死血管亡	人口10万 対死亡数	41— 60歳	61— 80歳	81歳 以上
昭和44	95人	33	381.0	6人	20人	7人
45	78人	36	416.4	6	20	10
46	91人	34	393.2	5	15	14

昭和四十六年度 国保疾病の状況



率八十六・七%その内、精密検診を必要とするもの約五十%，自覚症状もなく高血圧であることも気づかず働いているかたも少なくありますんでした。

三年間の検診において、第一次検診受診率は平均八十八%でした。検診と死亡との関係を年次別でみると、四十四年を百として六年は四十一歳から六十歳では八十八・三、六十一歳から八十歳までは七十・五と減少しており反面八

十四年は未受診者九人中六人死亡し、四十五年は未受診六人中五人死亡し、四十六年でも未受診四人中三人が死亡している。以上三年間の累計死亡数二十二例に対し未受診者死亡が十四例と半数以上をしめています。

三年間にわたる脳卒中予防特別対策を実施した結果、わずかながら発病者ならびに要医療者の減少をみたが問題点としてつきの三つ

(iv) 現在治療をうけている、な
どがあげられています。

(2) 檢診後の適正治療や生活指導
が守られていない場合。

(3) 精検率が高い。

なお、今後の方針として保健輔
導員の協力により各部落別に検診
と適正治療の重要性を啓蒙し、衛
生教育、健康相談ならびに血圧測
定を実施し循環器疾病の予防をは
かる計画です。

昭和四十四年から三ヵ年計画で 脳卒中特別対策検診

十一歳以上の高齢者では「倍の」
百と脳血管疾患による死亡は高齢
者に移行してきたことが判明しま

- (1) 未受診者対策をどのようにするか。